TOTOKU

第100期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成30年６月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所

東京都港区西新橋一丁目６番15号
ＮＳ虎ノ門ビル
コンベンションルーム
ＡＰ新橋虎ノ門　11階　ルームＢ

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

東京特殊電線株式会社
証券コード　5807

証券コード　5807
平成30年６月12日

株主各位

東京都港区西新橋三丁目８番３号
東京特殊電線株式会社
取締役社長　　**鈴木　義博**

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面により議決権を行使いただけますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年６月27日（水曜日）午後５時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

また、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことも可能です。ただし、代理人を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

敬　具

記

1 日　時	**平成30年6月28日（木曜日）午前10時**（受付開始：午前９時）
2 場　所	東京都港区西新橋一丁目６番15号　ＮＳ虎ノ門ビル **コンベンションルームＡＰ新橋虎ノ門　11階　ルームＢ**
3 目的事項	**報告事項**　1. 第100期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第100期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで） 計算書類の内容報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役８名選任の件 第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎ 株主の皆様にご提供する招集ご通知のうち、連結計算書類の「連結注記表」並びに計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、当社のホームページ（http://www.totoku.co.jp/）に掲載をさせていただきますのでご了承ください。したがって、招集ご通知に添付しております連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社のホームページ（http://www.totoku.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、収益状況、財務体質の強化、並びに今後の事業展開に備えるための内部留保等を総合的に勘案し、安定的な配当を実現していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、最近の業績や今後の見通しを勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、１株につき40円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として１株につき20円をお支払しておりますので、年間配当は１株につき60円となります。

１．配当財産の種類	金銭

２．配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき	40円
	総額	271,831,120円

３．剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年６月29日

第2号議案　取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	鈴木（すずき）　義博（よしひろ） （昭和30年5月16日）	昭和55年 4月　古河電気工業株式会社入社 平成14年 8月　同社設備部生産技術開発センターFA開発部長 平成15年 1月　同社設備部計画第一部長 平成16年 7月　株式会社エフアイ・テクノ常務取締役 平成18年 6月　同社代表取締役社長 平成19年 6月　古河電気工業株式会社生産技術部長 平成23年 4月　同社執行役員経営企画室長 平成24年 4月　同社執行役員チーフ・プロダクション・オフィサー（ＣＰＯ） 平成24年 6月　同社取締役兼執行役員チーフ・プロダクション・オフィサー（ＣＰＯ） 平成25年 4月　同社取締役兼執行役員生産技術本部長 平成27年 4月　古河ライフサービス株式会社代表取締役社長 平成28年 6月　当社代表取締役社長 現在に至る	1,600株
	（取締役候補者とした理由） 鈴木義博氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社の取締役兼執行役員生産技術本部長等を歴任し、経営全般に関する豊富な経験や知見を有しております。また、平成28年6月から当社代表取締役社長として、成長企業への変革に向けて当社の指揮を執っております。その豊富な経営経験と知見を、引き続き当社の持続的な企業価値向上並びに経営全般にわたる指揮及び監督機能の強化に反映していくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任 社外 独立	こばやし　とおる 小林　達 （昭和28年3月16日）	昭和50年 4月　横浜ゴム株式会社入社 平成18年 6月　同社取締役執行役員タイヤ企画本部長 平成20年 6月　同社取締役常務執行役員MB管掌 平成21年 6月　同社取締役専務執行役員MB管掌 平成23年 6月　同社取締役副社長MB管掌兼電材事業部長 平成28年 3月　同社副社長執行役員社長補佐特命担当 平成28年 7月　同社副社長執行役員　アライアンス・タイヤ・グループ代表取締役会長 平成29年 6月　同社顧問 現在に至る 浜ゴム不動産株式会社代表取締役社長 平成29年 6月　当社社外取締役 現在に至る 平成30年 3月　浜ゴム不動産株式会社代表取締役社長退任	0株

（社外取締役候補者とした理由）
小林　達氏は、横浜ゴム株式会社の取締役副社長等を歴任され、経営全般に関する豊富な経験や知見を有しております。その豊富な経験と知見を、経営監督機能の強化に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
（社外取締役）
同氏は、社外取締役候補者であります。
（独立役員）
当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任 社外 独立	あさひ　ひでひこ 朝日　秀彦 （昭和28年1月29日）	昭和51年 4月　富士電機家電株式会社（現、富士電機株式会社）入社 平成15年 4月　富士電機リテイルシステムズ株式会社（現、富士電機株式会社）食品機器営業本部第二本部第四部長 平成20年 4月　同社常務取締役 平成21年 4月　同社取締役副社長兼管理本部長 平成22年 4月　同社代表取締役社長 平成24年 4月　富士電機株式会社執行役員兼食品流通事業本部長兼富士電機リテイルシステムズ株式会社代表取締役社長 平成25年 4月　同社執行役員常務兼食品流通事業本部長 平成29年 4月　同社特別顧問 現在に至る 平成29年 6月　当社社外取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 能美防災株式会社社外監査役	0株

（社外取締役候補者とした理由）
朝日秀彦氏は、富士電機株式会社の執行役員常務等を歴任され、経営全般に関する豊富な経験や知見を有しております。その豊富な経験と知見を、経営監督機能の強化に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
（社外取締役）
同氏は、社外取締役候補者であります。
（独立役員）
当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4
再任</td><td>やなぎ　とし お
柳　登志夫
（昭和41年1月26日）</td><td>昭和63年 4月　古河電気工業株式会社入社
平成15年 1月　同社ファイテル製品事業部企画管理ユニット主査
平成16年 4月　同社情報通信カンパニーファイテル企画管理部マネージャー
平成20年 2月　同社経営企画室主査
平成25年 4月　同社銅箔事業部門企画ユニットシニアマネージャー
平成28年 4月　同社戦略本部経営企画室長
平成28年 6月　当社取締役
現在に至る
平成30年 4月　古河電気工業株式会社戦略本部経営企画部長
現在に至る
（重要な兼職の状況）
古河電池株式会社取締役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
柳　登志夫氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社の銅箔事業部門企画ユニットシニアマネージャー、戦略本部経営企画部長等を歴任し、豊富な業務経験と高い専門知識を有しております。その経験や知見を、引き続き経営監督機能の強化に反映していただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 **再任**	くにやす　てつじ **国安　哲史** （昭和33年7月23日）	昭和56年 4月　古河電気工業株式会社入社 平成20年 6月　同社情報通信カンパニー企画管理部長 平成22年 4月　同社ＣＳＲ推進本部監査部長 平成25年 4月　同社監査部長 平成26年 4月　当社顧問 平成26年 6月　当社取締役兼執行役員経営企画部長、経理担当 平成28年 6月　当社取締役兼執行役員経営企画部・経理部担当 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社トクデンプロセル取締役	500株
	（取締役候補者とした理由） 国安哲史氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社の監査部長等を歴任し、豊富な業務経験と財務・会計に関する知見を有しております。また、平成26年６月から当社取締役兼執行役員経営企画部・経理担当として、その責務を実効的に果たしております。その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 **再任**	こみやま　ひでとし **小宮山　秀俊** （昭和34年３月６日）	昭和56年 4月　当社入社 平成21年 6月　東特（浙江）有限公司総経理 平成24年 1月　当社電線事業部副事業部長 平成24年 4月　当社電線事業部長 平成24年 6月　株式会社特電代表取締役社長 平成24年11月　当社執行役員電線事業部長 平成25年 3月　当社執行役員電線・デバイス事業部長 平成25年 6月　当社取締役兼執行役員電線・デバイス事業部長 現在に至る （重要な兼職の状況） PT. TOTOKU INDONESIA取締役	400株
	（取締役候補者とした理由） 小宮山秀俊氏は、当社電線事業の技術・製造部門及び海外子会社の経営等に携わるとともに、平成25年６月から取締役兼執行役員電線・デバイス事業部長として、その責務を実効的に果たしております。その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 **再任**	きたざわ　とよきち **北澤　登与吉** （昭和34年4月1日）	昭和56年 4月　当社入社 平成13年 6月　当社人事グループ部長 平成16年 6月　当社経営企画・総務グループ部長 平成20年 4月　当社人事総務部長 平成22年11月　当社執行役員人事総務部長、情報システム部担当 平成25年 3月　当社執行役員管理部長 平成25年 6月　当社取締役兼執行役員管理部長 現在に至る （重要な兼職の状況） アットライフ株式会社代表取締役社長	1,800株
	（取締役候補者とした理由） 北澤登与吉氏は、当社人事、総務、内部統制、コンプライアンス等の管理部門の業務執行に携わるとともに、平成25年6月から取締役兼執行役員管理部長として、その責務を実効的に果たしております。その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8 **再任**	おおたに　こういち **大谷　浩一** （昭和34年5月26日）	昭和57年 4月　当社入社 平成19年 3月　当社電子材料事業部技術部長 平成21年 3月　当社デバイス事業部副事業部長 平成23年10月　当社デバイス事業部長 平成25年 3月　東特（浙江）有限公司総経理 平成28年 6月　当社執行役員研究開発部長、知的財産部担当 平成29年 6月　当社取締役執行役員研究開発部長、知的財産部担当 現在に至る （重要な兼職の状況） 東特（浙江）有限公司董事長	1,533株
	（取締役候補者とした理由） 大谷浩一氏は、当社電子材料事業、デバイス事業の技術・製造部門及び海外子会社の経営等に携わるとともに、平成29年6月から取締役兼執行役員研究開発部長、知的財産部担当として、その責務を実効的に果たしております。その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 小林　達氏及び朝日秀彦氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

3. 責任限定契約の締結内容の概要

当社は、定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

小林　達氏、朝日秀彦氏及び柳　登志夫氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認され就任した場合、当該契約の効力は継続いたします。

第3号議案　監査役1名選任の件

監査役松村泰三氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、補欠選任されます監査役の任期は、当社定款の規定により、前任者の残任期間となります。

また、本議案の提出に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者属性	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新任 社外	おかべ　むねや 岡部　宗也 (昭和36年11月21日)	昭和59年 4月　古河電気工業株式会社入社 平成 8年 7月　同社経営企画室関連会社部長補佐 平成10年 8月　同社経理部会計第二課主査 平成12年12月　同社平塚事業所会計課長 平成17年 3月　同社法務部マネージャー 平成24年 4月　同社法務部長 平成26年 4月　同社監査部長 現在に至る	0株
	（社外監査役候補者とした理由） 岡部宗也氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社の法務部長、監査部長等を歴任され、豊富な経験や見識並びに財務・会計等に関する知見を有しております。その経営全般にわたる経験と幅広い専門知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。 同氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社より給与等の報酬を過去2年間受けておりました。		

（注）1.候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2.岡部宗也氏は、社外監査役候補者であります。

3.責任限定契約の締結の内容の概要

当社は、定款において監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

岡部宗也氏の選任が承認され就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。

以上

（添付書類）

事業報告（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済情勢は、米国及び欧州の景気は回復が続きましたが、中国及びアジア新興国経済の先行き、米国政権の政策の不確実性、並びに金融市場の変動による影響等の懸念を抱えた状況で推移しました。

国内は、堅調な企業業績により雇用環境等が改善され、景気は緩やかな回復基調が続きました。

このような経営環境の中、中期経営計画の事業方針に基づき主力製品の拡販を行うとともに、特長ある技術力を活かした新製品の開発、新規顧客の開拓、生産体制の構築に経営資源を投入し、売上拡大に注力してまいりました。また、損益重視の重点施策として、品質、コスト、納期の追求、並びに原価低減、棚卸資産の削減を推進することにより収益力の向上に努め、企業体質の強化を図ってまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は、国内、並びに海外子会社の受注量増加により、前期比26億５千万円増加し189億２千４百万円となりました。

営業利益は、インドネシア子会社の工場火災の影響がありましたが、線材加工品等の高付加価値製品の拡販、並びに生産性向上及び原価低減活動を積極的に推進したことにより、前期比５億９千５百万円増加し26億１千５百万円となりました。

経常利益は、持分法による投資利益４千２百万円の減少、並びに為替差損８千５百万円がありましたが、営業利益の増加により前期比４億８千１百万円増加し25億７千１百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、インドネシア子会社の工場火災に係る保険金収入３億１千４百万円を特別利益に計上しましたが、同被害に係る災害による損失３億７千４百万円を特別損失に計上しており、また、法人税等調整額は前連結会計年度において10億７千４百万円の利益計上でしたが当連結会計年度は２億９百万円の利益計上に留まったことから、前期比２億５千７百万円減少し19億９千４百万円となりました。

当社グループは、「電線・デバイス事業」の単一セグメントとしておりますが、主力製品の概況は以下のとおりであります。

電線・ヒータ分野は、鉄道ケーブルは減少しましたが、自動車向けシート用ヒータ線、パソコン等の電源トランスに使用される三層絶縁電線等は堅調に推移しました。

デバイス分野は、線材加工品としてスマートフォン等の基板導通検査治具に使用されるコンタクトプローブの売上が伸長し、同じく線材加工品であるスマートフォンのカメラモジュールの手振れ補正用のサスペンションワイヤ、並びにプリンター等に使用されるフレキシブルフラットケーブル、マイクロウェーブ用同軸ケーブルアセンブリ等のケーブル加工品等、全般的に好調に推移しました。

当社単独の業績につきましては、売上高は、前期比10億４千９百万円増加し87億６千１百万円となりました。損益面におきましては、営業利益は、前期比５億６千３百万円増加し18億８千３百万円となりました。また、経常利益は、前期比５億２千９百万円増加し18億６千７百万円となり、当期純利益は、前期比10億２千５百万円減少し17億２千２百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は７億５千２百万円となりました。

その主なものは、当社及び当社の子会社における生産設備の増強であります。

これらの設備投資資金は、自己資金及び借入金をもって充当いたしました。

(3) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分		第97期 (平成27年３月期)	第98期 (平成28年３月期)	第99期 (平成29年３月期)	第100期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売上高	(百万円)	17,010	16,396	16,273	18,924
経常利益	(百万円)	2,676	1,854	2,089	2,571
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,264	1,152	2,252	1,994
１株当たり当期純利益	(円)	331.63	169.61	331.57	293.62
総資産	(百万円)	17,059	17,468	18,778	20,928
純資産	(百万円)	7,124	7,798	9,624	11,916

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 第100期（当期）の業績は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 事業報告作成会社の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分		第97期 (平成27年３月期)	第98期 (平成28年３月期)	第99期 (平成29年３月期)	第100期 (当事業年度) (平成30年３月期)
売上高	(百万円)	6,657	6,577	7,711	8,761
経常利益	(百万円)	1,530	1,146	1,338	1,867
当期純利益	(百万円)	1,593	1,368	2,748	1,722
１株当たり当期純利益	(円)	232.64	201.29	404.34	253.47
総資産	(百万円)	8,270	9,461	11,974	13,392
純資産	(百万円)	3,577	4,796	7,354	8,729

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 第100期（当期）の業績は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、これまで事業構造改革により黒字体質への転換を図ってまいりましたが、更に収益力強化に努めるとともに将来を見据え、「永続的に成長する企業への変革を実現し、すべてのステークホルダーに貢献する企業」を目指して経営諸施策に取り組んでまいります。

2020年までの中期経営計画においては、「高速、高周波、省エネ、省スペースを切り口に、ニッチ市場を切り拓く。」を事業方針として掲げ、更なる高収益体質となることを目標としています。これを実現するために、既存の主要製品については顧客ニーズに対応した生産体制の強化を図るとともに、品質向上と原価低減により環境変化にも造り負けしない生産体制を構築し、受注拡大に努めます。また、「永続的に成長」するために、当社の固有技術、特殊技術を活かした新製品の開発にも注力し、成長軌道への推進力を強めてまいります。

喫緊の課題としては、インドネシア子会社における火災からの復旧施策があげられます。インドネシア子会社ではプリンターの内部配線に使用されるフレキシブルフラットケーブルを生産しておりましたが、事業復旧対応として、インドネシア子会社の復旧を図るとともに、同じ事業を行うフィリピン子会社に一部工程を集約・増強することとし、平成30年6月中には新工場を開設する予定です。これによりインドネシア及びフィリピンの顧客ニーズに応えてまいります。

製品別には、電線製品においては、当社が得意とする高速・高周波技術を活かした独自製品の生産体制を拡充するとともに、営業、開発、生産の連携を強化し、きめ細やかにお客様のニーズを満たす製品を提供してまいります。

ヒータ製品においては、自動車向けシート用ヒータ線における技術・品質面での強みを活かし、更なる売上拡大と収益向上に取り組んでまいります。

また、デバイス製品においては、線材加工品、ケーブル加工品を中心に、当社が長年培った材料技術、巻線技術、微細精密加工技術等の製品開発を推進してまいります。

グローバルでの経済動向は今後も予断を許しません。また、国内においても好調に推移してきた景気の先行きも楽観視できません。このような状況下で、当社の特長ある技術を活かした製品開発を追求し、中期経営計画の事業方針に基づきグループ全体で一丸となって収益力を高め、企業価値の向上につなげてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 当連結会計年度の末日における主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社グループは、電線・デバイス事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループが開発・製造・販売する製品は、以下のとおりです。

ケーブル、配線材、メッキ線、合金線、ヒータ線、ヒータ応用製品、ケーブル加工品、線材加工品等

(6) 当連結会計年度の末日における主要な営業所、工場並びに使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 主要な営業所及び工場等

1．当社

a）本社

東京都港区西新橋三丁目8番3号

b）営業所

西日本営業所（大阪府大阪市）

c）工場

上田事業所（長野県上田市）

丸子事業所（長野県上田市）

2．子会社等

a）製造・販売会社

【国内】

(株)特電（長野県上田市）

(株)トクデンプロセル（群馬県高崎市）

【海外】

東特(浙江)有限公司（中国）

PT.TOTOKU INDONESIA（インドネシア）

TTI LAGUNA PHILIPPINES INC.（フィリピン）

b）その他

アットライフ(株)（長野県上田市）

② 企業集団の従業員の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
1,049	160

(注) 1. 従業員数には、執行役員並びに企業集団外への出向者は含まれておりません。
2. 当社は、電線・デバイス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成30年３月31日現在)

① 親会社の状況

当社の親会社は古河電気工業株式会社であり、同社は当社の株式3,847千株（議決権比率56.7%）を保有しております。

当社は親会社である古河電気工業株式会社と電線・デバイス製品の販売及び原材料の購入を行っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社である古河電気工業株式会社と電線・デバイス製品の販売及び原材料の購入を行っております。

親会社との取引に当たっては、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、電線・デバイス製品については、市場価格、原価等を勘案して当社見積り価格を提示して、取引ごとに価格を交渉のうえ、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定をしております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業運営に当たっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東特(浙江)有限公司	89,393千人民元	100.0%	電線、電線加工品の製造、販売
PT.TOTOKU INDONESIA	2,300千US$	100.0%	電線、電線加工品の製造、販売
株式会社トクデンプロセル	45,000千円	56.3%	電線の販売、電線加工品の製造、販売

(8) 主要な借入先及び借入額 (平成30年３月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	836百万円
株式会社りそな銀行	396百万円
株式会社三井住友銀行	191百万円

2 株式に関する事項 (平成30年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 **27,200,000株**

(2) 発行済株式の総数 **6,808,788株**

(3) 当該事業年度末の株主数 **3,601名**

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
古河電気工業株式会社	3,847,248株	56.61%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	362,800	5.34
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	310,000	4.56
株式会社みずほ銀行	201,482	2.96
株式会社りそな銀行	149,700	2.20
MSIP CLIENT SECURITIES	99,400	1.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	95,800	1.41
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	92,400	1.36
桜井　昭一	60,800	0.89
住友生命保険相互会社	55,400	0.82

（注）持株比率は自己株式（13,010株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項 (平成30年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	鈴 木 義 博	代表取締役社長
取 締 役	小 林 達	横浜ゴム株式会社顧問
取 締 役	朝 日 秀 彦	富士電機株式会社特別顧問 能美防災株式会社社外監査役
取 締 役	柳 登志夫	古河電気工業株式会社戦略本部経営企画室長 古河電池株式会社取締役
取 締 役	国 安 哲 史	執行役員（経営企画部・経理部担当） 株式会社トクデンプロセル取締役
取 締 役	小宮山 秀 俊	執行役員（電線・デバイス事業部長） PT. TOTOKU INDONESIA取締役
取 締 役	北 澤 登与吉	執行役員（管理部長） アットライフ株式会社代表取締役社長
取 締 役	大 谷 浩 一	執行役員（研究開発部長、知的財産部担当） 東特（浙江）有限公司董事長
監査役（常勤）	神 代 博 之	
監査役（常勤）	松 村 泰 三	東特（浙江）有限公司監事 株式会社トクデンプロセル監査役
監 査 役	浅 海 聖 彦	
監 査 役	増 戸 清 隆	

(注) 1. 平成29年6月28日開催の第99期定時株主総会において、小林　達、朝日秀彦、大谷浩一の各氏は新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 平成29年6月28日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって、立川直臣、石川　宏、米山直人の各氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 取締役のうち、小林　達、朝日秀彦の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役神代博之、松村泰三、浅海聖彦、増戸清隆の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役柳　登志夫氏は、当社の親会社である古河電気工業株式会社の経営企画に関する業務に従事しており、経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役神代博之氏は、当社の親会社である古河電気工業株式会社及び同社子会社の経営全般に関する業務に従事しており、経営全般及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役松村泰三氏は、当社の親会社である古河電気工業株式会社の経営全般に関する業務に従事しており、経営全般及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役浅海聖彦、増戸清隆の両氏は、金融機関における勤務経験や法人の監査役を歴任されるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 取締役のうち、小林　達、朝日秀彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役、監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	11人	119,343千円	うち社外取締役　4人　9,960千円
監査役	4人	47,430千円	うち社外監査役　4人　47,430千円
計	15人	166,773千円	うち社外役員　8人　57,390千円

(注) 上記の取締役及び監査役の支給人員は、平成29年6月28日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役朝日秀彦氏は、能美防災株式会社の社外監査役を、監査役松村泰三氏は、東特（浙江）有限公司の監事（監査役）及び株式会社トクデンプロセルの監査役を兼職しております。なお、東特（浙江）有限公司及び株式会社トクデンプロセルは当社の子会社であります。

当社は、東特（浙江）有限公司及び株式会社トクデンプロセルとの間に商品の販売等の取引関係があります。能美防災株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

取締役会を、当期において13回（定時13回）開催いたしました。

取締役小林　達氏は、平成29年6月の就任後、10回開催された取締役会のうちすべての取締役会に出席いたしました。同氏は、長年にわたる企業経営の豊富な経験と知見を活かし、社外取締役として客観的・専門的な観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

取締役朝日秀彦氏は、平成29年6月の就任後、10回開催された取締役会のうちすべての取締役会に出席いたしました。同氏は、長年にわたる企業経営の豊富な経験と知見を活かし、社外取締役として客観的・専門的な観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役神代博之氏は、13回開催された取締役会のうちすべての取締役会に出席いたしました。同氏は、長年にわたる企業経営の豊富な経験と知見を活かし、意思決定の適正性を確保する見地からの発言を適宜行っております。

監査役松村泰三氏は、13回開催された取締役会のうちすべての取締役会に出席いたしました。同氏は、長年にわたる企業経営の豊富な知識と知見を活かし、意思決定の適正性を確保する見地からの発言を適宜行っております。

監査役浅海聖彦氏は、13回開催された取締役会のうちすべての取締役会に出席いたしました。同氏は、監査役としての専門知識及び経験を活かし、意思決定の適正性を確保する見地からの発言を適宜行っております。

監査役増戸清隆氏は、13回開催された取締役会のうちすべての取締役会に出席いたしました。同氏は、監査役としての専門知識及び経験を活かし、意思決定の適正性を確保する見地からの発言を適宜行っております。

監査役会を、当期において13回開催いたしました。

監査役神代博之、松村泰三、浅海聖彦、増戸清隆の各氏はすべての監査役会に出席し、監査の方法、その他監査役の職務執行に関し、意見交換を適宜行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は、平成27年６月25日開催の第97期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

1．取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める金額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

2．監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める金額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬の額	35,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、その相当性について審議した結果、会計監査人の報酬等につき適切であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき監査役会として、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定の内容の概要

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「経営理念」を基本とし、「コンプライアンス規程」及び「行動指針」に基づき、法令・定款・社内規程類の遵守、並びに社会規範・企業倫理に則った行動の徹底を図るべく社内教育や遵守状況の点検等のコンプライアンス活動を実施する。

・コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を設置し、通報があった事案については、リスク管理委員会が適正かつ迅速に対応する。

・反社会的勢力（反社会的な個人又は団体）との関係遮断には毅然とした態度で対応することを基本方針とする。これに基づき、行動指針において、反社会的勢力に対しては不当な要求に屈することのないよう毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断する旨を定め、その徹底を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会、決裁書等の重要な意思決定に係る記録及び書類は、法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき保管する。

・電子的媒体に記録された情報については「情報セキュリティマニュアル」等の社内規程に基づき、重要な経営資産として保護し適正に取り扱う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「東特グループリスク管理規程」において、リスク管理体制と管理方法について定める。事業運営における損失回避等のリスク管理については部門統括者が行うものとするが、特に損失の危険が重大な場合は、リスク管理委員会対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるべく迅速かつ適切な対応をとる体制とする。

・取締役会、経営会議等において重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを明示し、これらを認識した上で判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策について、取締役会へ報告される体制を構築する。

④ 財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、財務報告の基本方針及び内部統制基本規程を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制・仕組みを構築するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑤ 当社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

・中期経営計画、単年度予算を策定し、達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門はその目標達成に向けた具体策を立案し、その達成に向けて職務を遂行する管理活動を徹底する。その達成状況については、定期的に取締役会に報告する。

・取締役会、経営会議、決裁書等で意思決定すべき事項については、それぞれ付議基準を明確に定める。

・執行役員、部門統括者等の職務分担を明確にするとともに、各部門の業務分掌を明確にし、各部署の責任者が適正かつ効率的に職務が遂行される体制とする。

⑥ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ　当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ　当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ　当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ　当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「グループ経営管理規程」に基づき子会社別に経営責任者を定め、子会社に対し経営状況を把握するために必要となる情報の定期報告を求め、経営状況の把握、子会社に対する経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。

・中期経営計画、単年度予算を策定し、達成すべき経営目標を具体的に定め、経営責任者は、その達成状況については、定期的に取締役会に報告する。

・「東特グループリスク管理規程」において当社グループにおけるリスク管理方法等について定め、当社グループの事業運営上のリスクを把握し、その管理方法の妥当性について検証する。

・子会社へは、非常勤役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてモニタリングを行うほか、内部監査部門は、親会社監査部門の立場から子会社監査を実施する。

・当社グループ全体で法令遵守及び業務の適正性を確保するため、企業行動憲章、コンプライアンス、リスク管理等に関する規程類については、子会社を適用範囲として周知する等、グループ全体で取り組む体制を構築する。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを定めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役からその業務を補助すべき使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、適任者を配置する。

⑧ 当社の監査役の業務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の業務を補助すべき使用人は、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

・監査役の業務を補助すべき使用人に対し、監査役は指揮命令権を有する。当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査業務の補助を行う。

⑨ 当社及び子会社の取締役又は使用人による当該監査役への報告に関する体制

・当社及び子会社の内部統制の構築・運用状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況等については、取締役及び担当部署の責任者が、適宜監査役へ報告する。

・当社及び子会社において、会社に著しい損害を及ぼす事実、取締役の法令・定款に違反する重大な事実を発見したとき、内部通報により調査を実施したとき、又は行政当局から指摘・処分等を受けたときは、取締役及び担当部署の責任者は、速やかに監査役へ報告する。

・監査役が監査のために必要と判断する会議については常時出席可能な体制を維持し、監査のために必要とする資料については閲覧が可能な体制を維持する。

・監査役は、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとし、その旨を当社及び子会社に周知徹底することにより、当該報告者が不利益を受けないことを確保する体制を構築する。

⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役が、その職務の執行に係る費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、会社は当該費用を負担するものとし、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・「監査役監査基準」を取締役及び使用人に周知し、監査役監査の重要性等について社内の認識を高める。
・監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし、かつ社内に周知する。
・監査状況について、定期的に社長及び担当取締役が報告を受ける。
・監査役と取締役との意見交換会を開催する。
・その他、監査役から監査役監査の実効性確保に関する要請があった場合は、取締役及び使用人は誠実に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する状況

・コンプライアンス意識の向上・定着を図るため、社長方針として定期的に社内に発信するとともに経営理念及び行動指針等を、常時閲覧できる状態にしています。また、社内研修やコンプライアンスチェック等も行い、浸透を図っています。
・内部通報制度については、通報者の秘匿と不利益取扱いの禁止について周知しております。
・反社会的勢力については、重要顧客との契約書等に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、当社従業員に対し、反社会的勢力排除についての意識醸成を行っております。

② リスク管理に関する状況

・当社グループ全体でのリスク管理体制を整備しており、「東特グループリスク管理規程」等に基づき顕在化したリスク事象の報告体制の構築を図るとともに、リスク管理委員会を中心に当社各部門及び当社グループ各社において、企業経営・組織目標の達成等に影響を与える可能性のあるリスクの洗い出し、分析及び評価を定期的に実施する等適切な対応を行っております。

③ 職務執行の効率性確保に関する状況

・取締役会、経営会議及び決裁書の付議基準に基づき適正に意思決定を行っております。経営会議において経営目標達成に向けて業務執行の方針等を明確にし迅速かつ効率的に業務運営を行うとともに、損益管理及び事業運営進捗管理を行っております。これらの業務執行状況については、取締役会において定期的に報告を行い、取締役会は社外取締役２名を含む８名の取締役で構成されており業務執行の監督機能を果たしております。

④ 財務報告の信頼性確保に関する状況

・財務報告に係る内部統制の評価については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

⑤ 企業集団における業務の適正確保に関する状況

・「グループ経営管理規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行が適正に行われるよう、子会社から事業運営等の報告を受け、当社取締役会において担当取締役が定期的に報告するとともに、付議基準に基づき子会社に係る重要事項についても当社取締役会及び経営会議において審議をしております。

⑥ 監査役監査の実効性確保に関する状況

・監査役の業務を補助すべき使用人については１名配置しており、取締役から独立した立場で監査役の補助業務を遂行しております。

・当社及び子会社の取締役又は使用人は、監査役に対し監査に必要な報告を行い、また重要会議の議事録、決裁書、その他監査に必要な書類を適宜提供しております。

・監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議へ出席しております。

・監査役に報告した者に対する不利益な取扱いを禁止することについて関連規定に明記し、周知徹底を図っております。

（注）本事業報告中の記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表　平成30年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**13,052**
現金及び預金	4,359
受取手形及び売掛金	4,133
商品及び製品	583
仕掛品	435
原材料及び貯蔵品	504
未収入金	107
繰延税金資産	327
預け金	2,500
その他	110
貸倒引当金	△9
固定資産	**7,875**
有形固定資産	**5,594**
建物及び構築物	1,753
機械装置及び運搬具	2,101
工具、器具及び備品	308
土地	1,187
リース資産	40
その他	203
無形固定資産	**66**
投資その他の資産	**2,214**
投資有価証券	875
繰延税金資産	1,165
退職給付に係る資産	14
その他	227
貸倒引当金	△69
資産合計	**20,928**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**4,999**
支払手形及び買掛金	2,350
短期借入金	961
１年内返済予定の長期借入金	232
未払金	321
未払法人税等	324
未払費用	695
その他	112
固定負債	**4,012**
長期借入金	1,233
繰延税金負債	47
退職給付に係る負債	2,639
その他	92
負債合計	**9,011**
純資産の部	
株主資本	**11,043**
資本金	1,925
資本剰余金	23
利益剰余金	9,118
自己株式	△23
その他の包括利益累計額	**29**
その他有価証券評価差額金	196
為替換算調整勘定	393
退職給付に係る調整累計額	△560
非支配株主持分	**842**
純資産合計	**11,916**
負債及び純資産合計	**20,928**

連結損益計算書

（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）　　（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**18,924**
売上原価		**14,050**
売上総利益		**4,873**
販売費及び一般管理費		**2,258**
営業利益		**2,615**
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	13	
持分法による投資利益	8	
補助金収入	12	
受取報奨金	15	
有価物売却益	39	
その他	21	116
営業外費用		
支払利息	53	
為替差損	85	
その他	20	159
経常利益		**2,571**
特別利益		
固定資産売却益	1	
保険金収入	314	315
特別損失		
固定資産除売却損	34	
災害による損失	374	409
税金等調整前当期純利益		**2,478**
法人税、住民税及び事業税	556	
法人税等調整額	△209	347
当期純利益		**2,131**
非支配株主に帰属する当期純利益		137
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,994**

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,925	8	7,464	△22	9,375
当期変動額					
剰余金の配当	−	−	△339	−	△339
親会社株主に帰属する当期純利益	−	−	1,994	−	1,994
自己株式の取得	−	−	−	△1	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	−	14	−	−	14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	−	−	−	−	−
当期変動額合計	−	14	1,654	△1	1,667
当期末残高	1,925	23	9,118	△23	11,043

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	183	320	△1,142	△638	886	9,624
当期変動額						
剰余金の配当	−	−	−	−	−	△339
親会社株主に帰属する当期純利益	−	−	−	−	−	1,994
自己株式の取得	−	−	−	−	−	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	−	−	−	−	−	14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13	72	582	668	△43	624
当期変動額合計	13	72	582	668	△43	2,292
当期末残高	196	393	△560	29	842	11,916

計算書類

貸借対照表　平成30年３月31日現在

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**7,450,143**
現金及び預金	1,661,499
受取手形	73,849
売掛金	1,945,165
商品及び製品	238,483
仕掛品	166,114
原材料及び貯蔵品	231,218
未収入金	77,136
前払費用	9,554
繰延税金資産	278,390
短期貸付金	266,901
預け金	2,500,000
その他	1,841
貸倒引当金	△10
固定資産	**5,942,342**
有形固定資産	**2,900,277**
建物	730,593
構築物	16,568
機械及び装置	1,280,519
車両運搬具	4,302
工具、器具及び備品	197,055
土地	607,402
リース資産	34,081
建設仮勘定	29,754
無形固定資産	**28,634**
ソフトウェア	16,891
電話加入権	10,350
リース資産	1,392
投資その他の資産	**3,013,430**
投資有価証券	233,041
関係会社株式	463,888
関係会社出資金	1,196,024
長期貸付金	159,120
長期前払費用	1,280
繰延税金資産	936,134
その他	57,190
貸倒引当金	△33,250
資産合計	**13,392,486**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**1,824,722**
買掛金	977,328
リース債務	10,042
未払金	295,744
未払法人税等	157,486
未払費用	355,042
預り金	12,788
その他	16,289
固定負債	**2,838,457**
長期借入金	1,000,000
リース債務	25,431
退職給付引当金	1,775,531
その他	37,494
負債合計	**4,663,180**
純資産の部	
株主資本	**8,618,290**
資本金	**1,925,000**
利益剰余金	**6,711,071**
利益準備金	74,759
その他利益剰余金	6,636,311
繰越利益剰余金	6,636,311
自己株式	**△17,780**
評価・換算差額等	**111,016**
その他有価証券評価差額金	111,016
純資産合計	**8,729,306**
負債及び純資産合計	**13,392,486**

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**8,761,098**
売上原価		**5,670,861**
売上総利益		**3,090,237**
販売費及び一般管理費		**1,206,382**
営業利益		**1,883,855**
営業外収益		
受取利息及び配当金	26,186	
受取補償金	4,500	
その他	4,965	35,651
営業外費用		
支払利息	4,592	
為替差損	35,566	
その他	11,955	52,114
経常利益		**1,867,391**
特別利益		
固定資産売却益	196	196
特別損失		
固定資産除売却損	14,539	
災害による損失	23,348	37,888
税引前当期純利益		**1,829,699**
法人税、住民税及び事業税	259,121	
法人税等調整額	△151,985	107,136
当期純利益		**1,722,563**

株主資本等変動計算書 （平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,925,000	40,779	5,287,531	5,328,311	△16,714	7,236,596
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	△339,803	△339,803	－	△339,803
利益準備金の積立	－	33,980	△33,980	－	－	－
当期純利益	－	－	1,722,563	1,722,563	－	1,722,563
自己株式の取得	－	－	－	－	△1,066	△1,066
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	33,980	1,348,779	1,382,759	△1,066	1,381,693
当期末残高	1,925,000	74,759	6,636,311	6,711,071	△17,780	8,618,290

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	117,577	117,577	7,354,174
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△339,803
利益準備金の積立	－	－	－
当期純利益	－	－	1,722,563
自己株式の取得	－	－	△1,066
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,561	△6,561	△6,561
当期変動額合計	△6,561	△6,561	1,375,132
当期末残高	111,016	111,016	8,729,306

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年５月22日

東京特殊電線株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　山　精　一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　島　一　郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東京特殊電線株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京特殊電線株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年５月22日

東京特殊電線株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原 山 精 一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田 島 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東京特殊電線株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号のイの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日　企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

東京特殊電線株式会社　監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	神代博之 ㊞
監査役	松村泰三 ㊞
監査役 (社外監査役)	浅海聖彦 ㊞
監査役 (社外監査役)	増戸清隆 ㊞

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会　場	東京都港区西新橋一丁目6番15号　ＮＳ虎ノ門ビル **コンベンションルームＡＰ新橋虎ノ門　11階　ルームＢ** 電話　03-3501-2109

会場への交通機関	銀座線	**「虎ノ門駅」（9出口）**	**徒歩約3分**
	都営三田線	**「内幸町駅」（A4出口）**	**徒歩約3分**
	ＪＲ・銀座線	**「新橋駅」**	**徒歩約8分**



（ご注意）駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。